

旅客営業規則の一部改定について

【改定施行日 2025年4月1日】

改定箇所（変更箇所抜粋）

（赤書き：変更追記 一重線：削除）

旅客営業規則

第9章 手回り品

（手回り品及び持込禁制品）

第200条 旅客は、第201条又は第202条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。但し、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

(1) ～ (2) 記載省略

(3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用のおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。

ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）

(4) ～ (6) 記載省略

(7) 車両を破損するおそれがあるもの

~~（注）別表第1号に定める適用除外の物品及び第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。~~

2～6 記載省略

（危険品の適用除外の物品）

第200条の2 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。

（注）揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

（持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置）

第208条 旅客が、第200条第1項但し書きの規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第201条の規定による持込制限を越える物品を社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により料金及び増料金を収受する。

(1) 第200条第1項但し書き第1号から第6号までの規定による物品を持ち込んだとき第202条第2項の規定による普通手回り品料金及びその10倍に相当する増料金を収受するほか、危険品

にあつては、次によつて計算した料金を併せて収受する。

イ. 別表第1号に定める火薬類	1キログラムにつき	1,000円
ロ. その他の危険品	同	300円

(2) 前号のほか、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき第202条第2項の規定による普通手回り品料金及びその2倍に相当する増料金を収受する。

2 着駅において、旅客が第200条第1項但し書きの規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第201条の規定による持込制限を越える物品を社の承諾を受けないで車内に持ちこんだことを発見したときは、前項の規定を準用する。

## 旅客営業規則別表

別表第1号を差し替える。

以 上